

## 流体振動による配管内構造物の損傷防止に関する報告について(報告書の補正)

平成 19 年 3 月 30 日

当社は、平成17年12月27日に原子力安全・保安院から受領した指示文書「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の改正に伴う電気事業法に基づく定期事業者検査の実施について」および当該文書の別紙1「新省令第6条及び第8条の2第2項における流体振動による損傷の防止に関する当面の措置について」に基づき、浜岡原子力発電所における評価および措置計画をとりまとめ、「浜岡原子力発電所における流体振動による配管内円柱状構造物(1)の損傷防止に関する評価結果と措置計画の報告について」として平成18年4月28日に原子力安全・保安院に報告しました。

[\(指示文書へのリンク\)](#)、[\(平成18年4月28日報告内容へのリンク\)](#)

国に報告した後、評価業務を委託したプラントメーカ(以下、「委託先」という。)より、評価に用いた配管内円柱状構造物の寸法や配管内流量などの入力値に一部誤りがあるとの連絡を受けたことから、評価に用いた図面や図書(以下、「評価用資料」という。)と入力値との照合を行って再評価を実施し、本日(平成19年3月30日)、補正報告書を原子力安全・保安院に提出しました。

この補正によって、平成18年4月28日に提出した報告書の評価結果及び措置計画に変更はありませんでした。

### 入力値の誤りの例

円柱状構造物の寸法、材質の図面からの転記ミス

配管内流量の入力ミス

### 発生原因

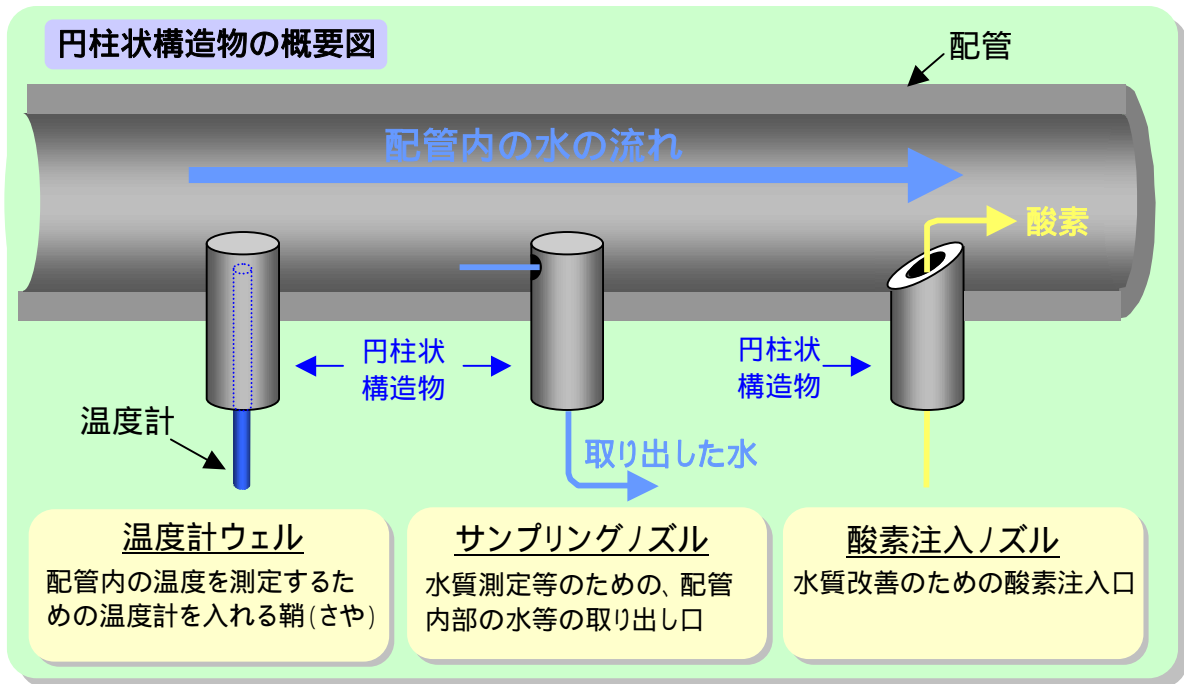
委託先においては、評価用資料から読み取った値を不十分な確認で入力した。また、評価用資料をまとめておかなかったため、入力値の妥当性を適切に確認していなかった。

当社においては、委託先に評価用資料と報告書との照合を指示したが、評価用資料の提出を指示せず、委託先からの結果報告のみで了承していた。

### 再発防止対策

官庁等への評価報告書作成にあたっては、委託先に対し評価用資料をまとめて、当社に提出するよう指示した。

当社は、従来から実施している技術的な確認に加え、委託先内の報告書審査・承認の過程において、使用した評価用資料と報告書の照合を確実に実施するよう指示した。



- 1 今回評価対象とした円柱状構造物は「温度計ウェル」「サンプリングノズル」「酸素注入ノズル」です。

以上